

労働災害防止のために

～ 労働者の安全と健康の確保は事業者の責務です ～

労働災害の発生件数は、事業者を始めとする関係者の熱心な取組により、年々減少傾向にありますが、今なお全国で50万人もの労働者が被災されています。

特に、労働者数50人未満の小規模事業場では、より規模の大きい事業場に比べて労働災害の発生率が高くなっています。

小規模事業場では、対策を実施する上で人材、費用等が課題になることがありますが、一方、全員が一丸となって取り組むことができます。労働者が安全で健康的に働けるよう、工夫をこらしながら、対策を実施していくことが求められます。



このリーフレットは、労働者数が50人未満の事業場における労働災害防止対策を紹介したものです。この内容を参考に、新たな労働災害防止対策に取り組みましょう。

※ パート、アルバイト等の就業形態の区別なく、全ての労働者を対象として労働災害防止対策を行うことが必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

I 労働安全衛生関係法令の遵守

労働災害防止の基本は労働安全衛生関係の法令を守り、法令に従った措置を採ることです。労働安全衛生関係法令の概要を説明します。

1 危険防止のための措置

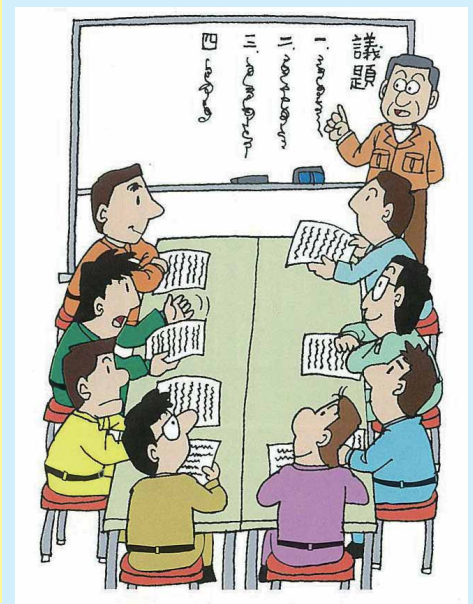
- 機械設備を用いた作業を行う場合
 - 機械の動作範囲に身体の部位が入らないようにするため、**柵**や**覆い**などを設けなければなりません。
- 火災、爆発の危険性のある物を取り扱う場合
 - **換気**を行う、**火気を使用しない**などの措置を採らなければなりません。

2 健康管理の措置

事業者は、労働者に対して年に1回、**定期健康診断**を実施しなければなりません。また、労働者を有害な業務に就かせる場合には、6月以内に1回、**特殊健康診断**を実施しなければなりません。

3 安全衛生管理体制の整備

- ① 安全衛生推進者又は衛生推進者の選任
労働者数10人以上50人未満の事業場では、**安全衛生推進者**又は**衛生推進者**を選任し、危険防止措置、教育、健康診断などの安全衛生の業務を担当させなければなりません。
- ② 作業主任者の選任
プレス機械や**木材加工用機械**による作業など危険又は有害な作業を行う場合には、**作業主任者**を選任し、労働者の指揮、機械設備の点検等を行わせる必要があります。
- ③ 労働者の意見の聴取
労働者の意見を聞きながら安全衛生対策を進めましょう。



4 安全衛生教育の実施

労働者を雇い入れたときなどには安全衛生のための教育を行わなければなりません。

(教育の内容)

- ・ 機械、原材料、保護具等の取扱方法
- ・ 作業手順
- ・ 事故時における応急措置

※ 小型ボイラーの取扱い作業など危険又は有害な業務に就かせる場合には、当該業務に関する**特別の教育**を行わなければなりません。

Ⅱ 自主的な安全衛生活動の取組

安全な作業を定着させるためには、全員が災害防止の活動に取り組むようにし、危険に対する認識、安全意識を高めることが重要です。

このような活動をいくつか紹介します。

1 ヒヤリ・ハット活動

作業中ヒヤリとした、ハットしたが幸い災害にはならなかったという事例を報告・提案する制度を設け、災害が発生する前に対策を打とうというのがヒヤリ・ハット活動です。



(ヒヤリ・ハット事例)

○ ヒヤリ・ハットの状況
商品の仕分け作業庫で商品を運搬中、床が散水により濡れていたため転びそうになった。



○ 対策
・ 床面に散水したときは、すぐに拭き取る。
・ 商品を運ぶときは台車を使用する。

2 危険予知活動(KY活動)

危険予知活動は、作業前に現場や作業に潜む危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、作業者の危険に対する意識を高めて災害を防止しようというものです。作業の状況を描いたイラストシートなどを用いて行う方法などもあります。



○ 作業の状況
はしごに上り、住宅外壁の塗装作業を行っています。



どのような危険が潜んでいるでしょうか？

・ 手を伸ばさなければ届かない箇所に塗装しようとした際にバランスを崩し、はしごとともに倒れる。
・ 塗装用具を持ち替えようとした際にバランスを崩し、はしごから落ちる。
・ はしごから下りようとした時に、地面に置いてあるペンキの缶につまずいて転ぶ。

3 安全当番制度

職場の安全パトロール員や安全ミーティングの進行役を、当番制で全労働者に担当させるのが安全当番制度で、労働者の安全意識を高めるのに有効な方法です。

以上のほか、安全提案制度、4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動、職場安全ミーティングなどさまざま工夫がされています。事業場の実態に即して、ふさわしいものに取り組みましょう。

Ⅲ リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の取組

リスクアセスメントとは、作業に伴う危険性又は有害性を洗い出し、リスク(負傷又は疾病の重篤度と発生可能性を組み合わせたもの)を評価するもので、リスクの大きなものを優先して対策を講じることにより、確実に、効果的に災害を防止できます。

リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の手順は以下のとおりです。

- ① 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
- ② 特定された危険性又は有害性ごとのリスクの見積り
- ③ 見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定
- ④ リスク低減措置の検討及び実施
- ⑤ リスクアセスメントとリスク低減措置の記録

リスクアセスメントの実施に当たっては、以下の表をご活用ください。

① 作業名 (機械・設備)	② 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害(※)	③ リスクの見積り			④ リスク低減措置案	⑤ 措置実施後のリスクの見積り		
		災害の重篤度	発生の可能性	優先度(リスク)		災害の重篤度	発生の可能性	優先度(リスク)
(記載例) 台車による運搬作業	重量物を過大積載し、運搬中に操作が出来ず荷崩れを起こすなどして打撲する。	△	×	Ⅲ	① 台車に積載可能重量を表示する ② 遵守事項を貼付する ③ 運搬経路を決める	△	△	Ⅱ

災害の重篤度 ×:致命的・重大(死亡災害や休業1月以上の災害)、△:中程度(休業1月未満の災害)、○:軽度(かすり傷程度)

発生の可能性 ×:高い又は比較的高い(毎日危険性又は有害性に接近するもの/かなり注意しても災害につながるもの)
△:可能性がある(修理等の作業で危険性又は有害性に時々接近するもの)
○:ほとんどない(危険性又は有害性に接近することは滅多にないもの)



災害の重篤度と発生の可能性との組み合わせからリスクを見積もります。

		災害の重篤度			リスクの程度
		致命的・重大 ×	中程度 △	軽度 ○	
発生の可能性	高い又は比較的高い ×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ: 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある Ⅱ: 速やかにリスク低減措置を講ずべきリスクがある Ⅰ: 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある
	可能性がある △	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	
	ほとんどない ○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	

リスクの程度 Ⅲ: 直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある
Ⅱ: 速やかにリスク低減措置を講ずべきリスクがある
Ⅰ: 必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある